

①安定器・汚染物等

- 北九州事業所における安定器等について、令和5年度まで2年間、処理を継続。
- 北海道事業所についても、事業終了準備期間も処理を行い、令和7年度まで処理を継続。

②変圧器・コンデンサー等

- 新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を可能にし、少なくとも令和5年度までは処理を継続。
- 北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサー等の継続保管案件については、令和4年度、5年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を実施。

➡ 令和3年9月22日に、立地自治体に対して、環境大臣名で要請。

市民説明会の実施状況

1. 説明会の実施状況

- 環境省では、北橋市長からの申入れを受け、昨年10月1日から今回のPCB処理事業の延長について、市民への説明会を開始。
- 2021年（令和3年）11月15日から市内にPCB市民説明会事務局を設置して、意見募集や説明会開催依頼の受け付けを開始。連絡先等は、「PCB処理だより」や「市政だより」でも周知を実施。
- 2022年（令和4年）2月10日までの間に説明会を37回実施し、延べ900名超が参加。

2. 説明会でいただいた御質問・御意見（別添1参照）

- 令和5年度末までの延長で本当に処理を完了できるのか。令和5年度末までに処理できなかったら、再々延長するのではないのか。
- 施設が老朽化しており、しっかりと点検の上、設備のトラブルでさらに延長とならないようにしてほしい。
- 若松区はごみ捨て場ではないことは認識しておいてほしい。受入れによるメリットを
示してほしい。 など

(監視会議資料2-1)

平成21年度から令和4年1月末までの処理状況（試運転物を除く）

	北九州	大阪	豊田	合計
処理重量①	3,638t	3,140t	2,255t	9,033t
処理対象重量②	3,671t	3,997t	2,900t	10,568t
処理率①/②	99.1%	78.6%	77.8%	85.5%

- 令和4年1月末時点で平成26年に示した処理対象量5,900トン以上の処理を実施済み。
- 安定器及び汚染物等の処理済物については、卒業判定分析を行い、基準値以下になっていることを確認して外部払い出しを実施。

処理対象量の精査(令和4年1月末時点)

第47回監視会議報告値

	令和元年度までの処理実績	令和2年度処理実績	令和3年度の処理見込み					合計	令和3年度処理計画量	令和3年度末残量
			JESCO搬入荷姿登録分	JESCO予備登録分	JESCO未登録数量分	掘り起こし新規発見分	小計			
合計	6,363t	1,418t	2,299t	4t	141t	350t	2,794t	10,575t	1,352t	1,442t

令和4年1月末時点

	令和元年度までの処理実績	令和2年度処理実績	令和3年度の処理見込み					合計	令和3年度処理計画量	令和3年度末残量
			JESCO搬入荷姿登録分	JESCO予備登録分	JESCO未登録数量分	掘り起こし新規発見分	小計			
合計	6,363t	1,418t	2,340t (+41t*)	0t (-4t)	137t (-4t)	310t (-40t)	2,787t	10,568t (-7t)	1,420t (+68t)	1,367t (-75t)

登録促進

登録促進/
掘り起こし調査の進展

安定器の分離による
処理促進効果の見直し

※ ()内の数量は第47回監視会議からの増減

※ 第47回監視会議時点の荷姿登録量と、令和4年1月末時点の荷姿登録量と令和3年度処理量の合計量の差分

令和4、5年度の処理イメージ



安定器・汚染物等の処理計画(案)

(単位:トン)

処理対象物	令和4年度 処理計画量	令和4年度第1四半期	令和4年度第2四半期	令和4年度第3四半期	令和4年度第4四半期
安定器	852	95	267	250	240
汚染物等	99	11	31	29	28
全体	951	106	298	279	268
処理対象物	令和5年度 処理計画量	令和5年度第1四半期	令和5年度第2四半期	令和5年度第3四半期	令和5年度第4四半期
安定器	366	151	144	71	0
汚染物等	50	21	20	9	0
全体	416	172	164	80	0

※ 重量には缶重量を含む

※ 令和4年度、5年度の2年間で汚染物(PCB油がしみ込んだ汚泥等)を無害化処理するため、年間の処理能力を約950トンと見込んでいる。

今後の取組



- 市民の皆様への御説明・・・別添1
- 監視会議での取組の報告
- JESCOにおける継続的な安全対策
 - **専門家による部会**(北九州事業部会、作業安全衛生部会等)での検討を引き続き実施。
 - **設備の老朽化に関する取組を強化**
- 国からは、点検・補修に関する財政的な措置を行い、**確実な点検・補修を確保**